

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人まほろば（以下法人という）の役員等に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員の内、次の各号に対し当該各号に定める報酬を支給する。法人の常勤職員を兼ねる者には使用人給与を含まない報酬額を支給することができる。

(1) 理 事

別表に定める月額報酬

(2) 監 事

別表に定める報酬額

2 前項に定める報酬の支給方法については、法人の職員の給与の例による。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が理事会、評議員会等職務のために出席した場合には費用弁償として日額金10,000円を支給する。

但し、前条第1項(1)に掲げる者及び法人の常勤職員を兼ねる者には支給しない。

2 前条第1項(1)に掲げる者については、通勤に要する費用の額を費用弁償として支給する。但し、当該額が月額金30,000円を超えるときは、月額金30,000円とする。

3 前2項に規定するものの他、役員等が職務を行うために要した費用は、これを弁償することができる。

(療養補償)

第4条 前第2条に掲げる役員が傷病等により、長期の療養を必要とする場合には、当該役員の前第2条に定める報酬額を補償する。

(1) 傷病等療養が、職務に起因する場合 月額報酬額×100分の80を支給する。

(2) 傷病等療養が、職務以外による場合 月額報酬額×100分の60を支給する。

(3) その他の場合は、理事会がその都度決定する。

(委 任)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則 この規程は、平成 21 年 6 月 6 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日より適用する。

2 平成 15 年 5 月 16 日制定の費用弁償に関する規定は、平成 21 年 6 月 6 日より廃止する。

3 この規程は、平成 25 年 3 月 21 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

4 この規程は、平成 25 年 5 月 23 日から変更する。

5 この規程は、平成 25 年 9 月 28 日から変更する。

6 この規程は、平成 27 年 5 月 9 日から変更する。

7 この規程は、平成 28 年 3 月 19 日から変更する。

8 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から変更する。

9 この規程は、令和 3 年 1 月 15 日から変更する。

役員報酬規程 改定 変更箇所

R3.1.15

	改定前	改定後
(報酬)第2条 (2) 監事	年額 金200,000円以内	別表に定める報酬額
(療養補償) 第4条 (3)	その他の場合は、理事長がその都度決定する。	その他の場合は、 <u>理事会</u> がその都度決定する。
(委任) 第5条	この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が定める。	この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、 <u>理事会</u> が定める。

- 第2条の別表については、添付の通り新規に作成しなおした。

役員報酬規程 改定 変更箇所

R3.1.15

	改定前	改定後
(報酬)第2条 (2) 監事	年額 金200,000円以内	別表に定める報酬額
(療養補償) 第4条 (3)	その他の場合は、理事長がその都度決定する。	その他の場合は、 <u>理事会</u> がその都度決定する。
(委任) 第5条	この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が定める。	この規程に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、 <u>理事会</u> が定める。

- 第2条の別表については、添付の通り新規に作成しなおした。

(別 表)

第2条の別表

区 分		報酬額支給基準
理事長		月額 120万円以内 〔 理事長の報酬額算定については 社会福祉法人 まほろば給与規定による 本俸×200%以内とすることを原則とする 〕
理 事		無 報 酬
業 務 執 行 理 事	常務理事	月額 150,000円以内
	非常勤理事	その業務に関して出勤した場合 日当 15,000円以内
監 事		その業務に関して出勤した場合 (監査等) 日当 50,000円以内

*職員給与 (賞与) 規定に準じた賞与を支給することができる